

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）人間健康科学部 スポーツ健康科学科

### 【教育課程等】

1. 設置の趣旨等を記載した書類（本文）の5.（1）「イ 履修指導方法」において、学生のグループごとにチューターを配置することが説明されているが、チューターにはどのような者が就き、どのような役割が期待され、仮に、教員や職員が担うのであれば、業務負担を勘案しつつ、適切な人的体制が確保されているか疑義があることから、その妥当性を判断することができない。当該制度の内容や適切な人員が確保されていることを具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（改善事項）・・・6

### 【教員組織】

2. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。（是正事項）・・・8

### 【その他】

3. 本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舎に関する事項」について記載が見受けられないことから、適切に改めること。

【学部共通】（是正事項）・・・11

審査意見以外の補正・・・12

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）人間健康科学部 看護学科

### 【設置の趣旨・目的等】

1. 本学科のディプロマ・ポリシーについて、DP1に「倫理的行動を修得している」ことを掲げる一方で、DP3に「倫理的態度を修得している」ことを掲げており、「倫理的行動」と「倫理的態度」の示す資質・能力の差異が判然とせず、それぞれのディプロマ・ポリシーに基づき設定されたカリキュラム・ポリシーに関連する授業科目によって学生が修得すべき能力の違いが不明確であることから、学生に対し、本学科の設定するディプロマ・ポリシーの各項目に掲げる資質・能力が明確に伝わるよう、「倫理的行動」と「倫理的態度」のそれぞれ言葉の定義を明確に示すとともに、必要に応じて適切に改めること。

（改善事項）・・ 13

### 【教育課程等】

2. 設置の趣旨等を記載した書類（本文）の5.（2）「イ 履修指導方法」において、学生のグループごとにチューターを配置することが説明されているが、チューターにはどのような者が就き、どのような役割が期待され、仮に、教員や職員が担うのであれば、業務負担を勘案しつつ、適切な人的体制が確保されているか疑義があることから、その妥当性を判断することができない。当該制度の内容や適切な人員が確保されていることを具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（改善事項）・・ 15

3. 設置の趣旨等を記載した書類（資料）において、本学科のカリキュラム・マップが示されていないことから、各カリキュラム・ポリシーに基づき配置される授業科目間の接続や関連が判然としないことから、他の学科において示されたカリキュラム・マップと同様に、本学科のカリキュラム・マップを示すとともに、各授業科目の接続や関連について明確に説明すること。

（改善事項）・・ 16

### 【教員組織】

4. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

（是正事項）・・ 20

【その他】

5. 本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舎に関する事項」について記載が見受けられないことから、適切に改めること。

(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）人間健康科学部 福祉学科

### 【設置の趣旨・目的等】

1. 設置の趣旨等を記載した書類（本文）P16の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」において、「本学科は、ソーシャルワーク能力に加え、高齢者、子ども、そして福祉行政や法人経営といった未来のリーダーとなるために必要な知識や技術を備えた人材を養成」することを説明しているが、本学科に掲げられたディプロマ・ポリシーには「リーダー」となるために必要とされる資質・能力についての記載が見受けられないことから、養成する人材像に適合した適切なディプロマ・ポリシーが設定されているとは判断できない。このため、養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性について改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。  
(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
2. 養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの妥当性やその整合性を判断することができないため、示されたカリキュラム・ポリシーの妥当性や整合性を判断することができない。このため、審査意見1への対応を踏まえ、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。  
(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

### 【教育課程等】

3. 審査意見1及び2のとおり、本学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があるため、教育課程の妥当性を判断することができないが、設置の趣旨等を記載した書類（本文）P16の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」で説明されている、「未来のリーダーとなるために必要な知識や技術」を身に付けさせるための授業科目や教育方法等が不明確であることから、適切なカリキュラム・ポリシーに基づいて、これらの知識や技術を身に付けるため授業科目が本学科の教育課程に適切に配置されていることについて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。  
(是正事項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
4. 設置の趣旨等を記載した書類（本文）P22の「(ア) 養成する人材像」において、「福祉に関わる課題を発見し、多様な人材や機関等との連携・調整を図り、課題解決に主体的に取り組む能力及び、特定の分野に関する専門性だけでなく、福祉サービス全般についての基本的な知識や技能と、ソーシャルワーク能力を身につけた人材を養成する」こ

とを掲げているが、本学科については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定められた社会福祉士を養成するための授業科目を踏まえた教育課程の編成になっているものと見受けられ、このことから、専門基礎科目に配置された全ての授業科目と専門科目のうちソーシャルワーク系科目に配置された大半の授業科目は必修科目となっており、実質的に社会福祉士になるための国家試験受験資格を取得することが卒業要件となっている。しかしながら、設置の趣旨等を記載した書類（本文）P16の「福祉学科設置の必要性」において、「福祉学科を設置しソーシャルワーカーを養成することとした」と説明していることを踏まえれば、必ずしも本学科に入学した学生全員を社会福祉士として養成することを目的とするものではないと見受けられる。また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーにおいても、「ソーシャルワーク」に関する能力等について掲げられている一方で、「社会福祉士」に求められる資質・能力についての記載は見受けられないことから、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに整合した教育課程が適切に編成されているのか疑義がある。このため、本学科の養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、社会福祉に関する多くの授業科目を必修科目として配置することの妥当性について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・・31

5. 設置の趣旨等を記載した書類（本文）の5. (3)「イ履修指導方法」において、学生のグループごとにチューターを配置することが説明されているが、チューターにはどのような者が就き、どのような役割が期待され、仮に、教員や職員が担うのであれば、業務負担を勘案しつつ、適切な人的体制が確保されているか疑義があることから、その妥当性を判断することができない。当該制度の内容や適切な人員が確保されていることを具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（改善事項）・・37

【その他】

6. 本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舎に関する事項」について記載が見受けられないことから、適切に改めること。【学部共通】

（是正事項）・・39

(改善事項) 人間健康科学部 スポーツ健康科学科

1. 設置の趣旨等を記載した書類（本文）の 5. (1)「イ 履修指導方法」において、学生のグループごとにチューターを配置することが説明されているが、チューターにはどのような者が就き、どのような役割が期待され、仮に、教員や職員が担うのであれば、業務負担を勘案しつつ、適切な人的体制が確保されているか疑義があることから、その妥当性を判断することができない。当該制度の内容や適切な人員が確保されていることを具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本学科のチューター制度は専任教員が就き、チューターは履修指導や学修指導、学生生活や進路に関する相談等を行い、学生の自主的、主体的な学びの実現をサポートする役割を担う。また、学生支援部学務課及び地域共創センターと連携・協力することで、チューターが過度な負担を負うことはないことから適切な人的体制を確保することができている。

上記を踏まえて、設置の趣旨等を記載した書類を修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類（本文）

新	旧
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (1) スポーツ健康科学科 イ 履修指導方法 P45 履修指導として、入学時だけではなく毎年 4 月に、全学的に学年ごとに分けて履修オリエンテーションを実施する。 さらに、学生全員を入学と同時に少人数のグループに分け、グループごとにチューターを配置する。履修指導に当たっては、グループを担当しているチューターが、学生の個々の希望や関心を確認し	5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (1) スポーツ健康科学科 イ 履修指導方法 P43 履修指導として、入学時だけではなく毎年 4 月に、全学的に学年ごとに分けて履修オリエンテーションを実施する。 さらに、学生全員を入学と同時に少人数のグループに分け、グループごとにチューターを配置する。履修指導に当たっては、グループを担当しているチューターが、学生の個々の希望や関心を確認し

ながら、選択科目の組み合わせ等についてアドバイスし、自主的、主体的な学びとなるよう指導する計画である。

本学科のチューターには、本学科の専任教員が就き、履修指導や学修指導、学生生活や進路に関する相談等の役割を計画している。本学科では、各学年を6名程度のグループに分け、1名のチューターを配置する予定である。

各チューターは、学生支援部学務課及び地域共創センターと連携・協力することで、チューターに過度な負担を負わせることのないようにすることとしている。

ながら、選択科目の組み合わせ等についてアドバイスし、自主的、主体的な学びとなるよう指導する計画である。

2. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

教員資格審査において、「スポーツツーリズム論」の教授1名、「学校保健」の教授1名、「陸上競技」の教授1名及び「健康とスポーツ」の准教授1名が、担当授業科目が不可の判定であった。これら4科目は、いずれも主要授業科目でないため、適任者である兼任教員を配置することとする。上述した教員の補充によって、授業運営、教育効果等に支障はないと考える。

① スポーツツーリズム論

審査結果	授業科目不可 教授1名
対応	主要授業科目でないことから、適任者である小笠原正志氏を兼任教員として配置することとする。

② 学校保健

審査結果	授業科目不可 教授1名
対応	主要授業科目でないことから、適任者である川崎裕美氏を兼任教員として配置することとする。

③ 陸上競技

審査結果	授業科目不可 教授1名
対応	主要授業科目でないことから、適任者である松田亮氏を兼任教員として配置することとする。

④ 健康とスポーツ

審査結果	授業科目不可 准教授1名
対応	主要授業科目でないことから、適任者である松崎守利氏を兼任教員として配置することとする。

(新旧対照表) 基本計画書

新	旧
教員組織の概要 人間健康科学部スポーツ健康科学科 兼 任教員等 <u>74</u>	教員組織の概要 人間健康科学部スポーツ健康科学科 兼 任教員等 <u>70</u>

(新旧対照表) 基本計画書

新	旧
教育課程等の概要 P5 健康とスポーツ <u>兼 1</u> P6 学校保健 <u>兼 2</u> P7 スポーツツーリズム論 <u>兼 1</u> 陸上競技 <u>准教授 1、兼 1</u> P8 合計 <u>兼 74</u>	教育課程等の概要 P5 健康とスポーツ <u>准教授 1</u> P6 学校保健 <u>教授 1、兼 1</u> P7 スポーツツーリズム論 <u>教授 1</u> 陸上競技 <u>教授 1、准教授 1</u> P8 合計 <u>兼 70</u>

(新旧対照表) 基本計画書

新	旧
授業科目の概要 <u>P35</u> 学校保健 (③ 川崎裕美 / 13 回)	授業科目の概要 <u>P25</u> 学校保健 (9 東恩納玲代 / 13 回)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (資料)

新	旧
P464 資料 73 令和 9(2027)年度 全学部学科時間割 【別紙 ス 1-1】参照	P464 資料 73 令和 9(2027)年度 全学部学科時間割 【別紙 ス 1-2】

(新旧対照表) シラバス

新	旧
健康とスポーツ <u>削除</u>	<u>P11、12</u> 健康とスポーツ
学校保健 <u>削除</u>	<u>P55、56、57</u> 学校保健
スポーツツーリズム論 <u>削除</u>	<u>P110、111</u> スポーツツーリズム論
<u>P134、135、136</u>	<u>P141、142、143</u>
陸上競技	陸上競技
担当教員 西山健太 <u>松田亮</u>	担当教員 西山健太 <u>東恩納玲代</u>

(是正事項) 人間健康科学部 スポーツ健康科学科

3. 本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舍に関する事項」について記載が見受けられないことから、適切に改めること。【学部共通】

(対応)

本学には寄宿舍が存在しないため、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舍に関する事項」については、学則に記載しない。

## 審査意見以外の補正

スポーツ倫理学の学びについて、本学科では、スポーツ倫理学を単独の科目として設けていないが、スポーツ倫理学の要素を含む科目を複数開講する予定である。「スポーツ文化論Ⅱ（スポーツ社会学・スポーツ史）」では、スポーツマンシップやスポーツインテグリティについて学び、「コーチング論」では、スポーツ現場における暴力やハラスメント、ドーピングなどの諸課題を取り扱うこととしている。また、「スポーツ医学」でも、ドーピングをテーマとしたスポーツにおける医療倫理や課題について学習する予定である。前述の3科目以外にも、「スポーツ文化論Ⅰ（体育・スポーツ史、体育・スポーツ哲学）」や「アスレティックトレーニング概論」、「スポーツ教育実践演習」などでも取り扱うこととしている。

(改善事項) 人間健康科学部 看護学科

1. 本学科のディプロマ・ポリシーについて、DP1 に「倫理的行動を修得している」ことを掲げる一方で、DP3 に「倫理的態度を修得している」ことを掲げており、「倫理的行動」と「倫理的態度」の示す資質・能力の差異が判然とせず、それぞれのディプロマ・ポリシーに基づき設定されたカリキュラム・ポリシーに関連する授業科目によって学生が修得すべき能力の違いが不明確であることから、学生に対し、本学科の設定するディプロマ・ポリシーの各項目に掲げる資質・能力が明確に伝わるよう、「倫理的行動」と「倫理的態度」のそれぞれ言葉の定義を明確に示すとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見を踏まえ、DP1 と DP3 で修得する資質・能力の違いについて、まず DP1 に示す「倫理的行動」と DP3 に示す「倫理的態度」の定義を説明する。

DP1 に示す「倫理的行動」は、社会の一員として、倫理観や社会の規範に基づき自覚・責任をもって行動する能力を指す。DP3 に示す「倫理的態度」は、看護職者として、対象者への共感的理解と多様な価値の尊重を基に看護に臨む時の姿勢を指す。

上記を踏まえて、DP1 と DP3 で示す資質・能力の差異がよりわかりやすい表現となるよう検討した結果、DP1 は「人間の尊厳を理解し、社会の一員として、倫理観や社会の規範に基づいた行動を修得している」と改めることとした。

次に修正した DP1 及び DP3 を修得するために設定したカリキュラム・ポリシーに関連する授業科目で修得すべき資質・能力の違いについて説明する。

修正した DP1 は CP1 の総合科目「倫理学 I」、「周南 Well-being 創生入門」、「持続可能な社会とダイバーシティ」、「周南 Well-being 創生論」(必修科目)等によって、DP1 に資する能力を身に付ける。DP3 は、CP1、CP2 に則った科目により修得した能力を基盤として、DP3 に基づき設定した CP3 及び CP4 の各看護分野科目の概論、看護方法、看護実践及び看護実習を通して DP3 に資する能力を身に付ける。

上記の説明に基づき、カリキュラム・ポリシーと授業科目の相関に関する資料【資料 28 授業科目とカリキュラム・ポリシーの相関】を修正した。

入学前の学生や社会に対しては、養成する人材像及び3つのポリシーについて、ホームページや大学案内等で説明し、入学後の学生には入学時及び学年別のオリエンテーションの機会に、それぞれの DP について繰り返し具体的に説明を行い、各 DP に示す資質・能力の修得を促す。

(新旧対照表)

新	旧
<p>1. 設置の趣旨及び必要性 (3) 養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） イ 看護学科 (イ) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>P19 DP1：人間の尊厳を理解し、<u>社会の一員として、倫理観や社会の規範に基づいた行動</u>を修得している。</p>	<p>1. 設置の趣旨及び必要性 (3) 養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） イ 看護学科 (イ) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>P19 DP1：人間の尊厳を理解し、倫理的行動を修得している。</p>

(改善事項) 人間健康科学部 看護学科

2. 設置の趣旨等を記載した書類(本文)の5.(2)「イ 履修指導方法」において、学生のグループごとにチューターを配置することが説明されているが、チューターにはどのような者が就き、どのような役割が期待され、仮に、教員や職員が担うのであれば、業務負担を勘案しつつ、適切な人的体制が確保されているか疑義があることから、その妥当性を判断することができない。当該制度の内容や適切な人員が確保されていることを具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本学科のチューター制度は専任教員が就き、チューターは履修指導や学修指導、学生生活や進路に関する相談等を行い、学生の自主的、主体的な学びの実現をサポートする役割を担う。また、学生支援部学務課及び地域共創センターと連携・協力することで、チューターが過度な負担を負うことはないことから、適切な人的体制を確保することができている。

上記を踏まえて、設置の趣旨等を記載した書類を修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (2) 看護学科 イ 履修指導方法 <b>P47</b>  <u>本学科のチューターには、本学科の専任教員が就き、履修指導や学修指導、学生生活や進路に関する相談等の役割を計画している。本学科では、各学年を16名程度のグループに分け、1名のチューターを配置し、学年担当責任者を1名配置する計画である。各チューターは、学生支援部学務課及び地域共創センターと連携・協力することで、チューターに過度な負担を負わせることのないようにする。</u>	5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (2) 看護学科 イ 履修指導方法 <b>P46</b>  入学時及び各学年の4月当初に学年ごとに履修ガイダンスの実施を計画している。看護学科ではチューター制及び学年担当責任者を設け、1学年80名に対して、学生20名ごとに1名のチューターを配置し、学生の主体的な学びを支援する履修指導を行う計画である。

(改善事項) 人間健康科学部 看護学科

3. 設置の趣旨等を記載した書類(資料)において、本学科のカリキュラム・マップが示されていないことから、各カリキュラム・ポリシーに基づき配置される授業科目間の接続や関連が判然としないことから、他の学科において示されたカリキュラム・マップと同様に、本学科のカリキュラム・マップを示すとともに、各授業科目の接続や関連について明確に説明すること。

(対応)

審査意見を踏まえ、各カリキュラム・ポリシーに基づき配置される授業科目間の接続や関連について、カリキュラム・マップを示して明確に示すことができていないことから、授業科目間の接続や関連についての整合を図ったカリキュラム・マップを作成した。以下に、カリキュラム・マップに示した教育課程の体系的な編成及び授業科目間の接続や関連について説明する。

CP1 に基づいて配置される総合科目のうち、特に「周南 Well-being 創生入門」「持続可能な社会とダイバーシティ」、「周南 Well-being 創生論」は、CP4 に基づいて配置される専門科目「well-being 実習Ⅰ(地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習Ⅱ(地域の成人・高齢者)」、「well-being 実習Ⅲ(地域の健康課題)」と関連し、1年次の「well-being 実習Ⅰ(地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習Ⅱ(地域の成人・高齢者)」で、体験的に人の生活、それぞれの人の健康の価値を知ることが、各看護分野科目の概論において看護の対象者を理解する基礎となり、さらに各看護分野科目の看護方法及び看護実践の科目に接続する。また、「well-being 実習Ⅰ(地域の幼児・学童期)」、「well-being 実習Ⅱ(地域の成人・高齢者)」は、2年次以降の実習で、看護の対象者が地域に暮らす生活者であることを踏まえて看護を実践する基礎となる。

CP1 に基づいて配置される総合科目のうち特に「倫理学Ⅰ」、「心理学Ⅰ」や CP2 に基づいて配置される専門基礎科目で身体的、精神的、社会的健康状態、疾病の成り立ちと回復の促進及び看護の対象者が利活用する制度等の基礎を理解する。この基礎知識はこの基礎知識は CP3 及び CP4 に基づいて配置される各看護分野科目で、対象者を全人的に捉え、科学的根拠に基づく看護を追求する思考の基盤となる。

CP3 及び CP4 に基づいて配置される専門科目は、講義科目、演習科目、実習科目で構成され、講義科目である各看護学概論において、専門領域の特徴や看護の対象者を理解し、演習科目である各看護方法では対象者を全人的に捉えるとともに、科学的根拠に基づき、かつ多職種チームによる看護の方法を修得する。さらに各看護分野科目の看護実践では対象者の状況に適した看護実践を追求する能力の修得へと応用・発展させていく。各看護分野科目の看護方法や看護実践で修得する能力は相互に関連し合う。実習科目では既習の科目における知識、技術、態度を統合し、対象者に科学的根拠に基づき、かつ個別性に配慮した対看護実践を計画的に展開する基礎的な能力を身に付ける。また、各実習での看護

実践の振り返りを積み重ねることを通じて、対象者がその人らしくより豊かに生きる力を引き出す看護を追求する能力へと発展させていく。

CP4 に基づいて配置される統合分野科目のうち、「多職種連携」、「家族看護学」、「災害看護論」、「へき地・地域医療」は看護分野科目に横断的に連動し、CP1、CP2、CP3 に基づく既習の科目を基盤として応用し、看護職者としての能力を統合、発展させ、「統合実習」、「well-being 実習Ⅲ（地域の健康課題）」に接続する。また、「研究方法論」で自ら課題を発見し、解決するプロセスを学び、最終的に「卒業研究」によって、自ら保健医療、看護の課題を発見し、解決する能力の修得を促進する。

以上のように、豊かな人間性と高い倫理観、幅広い教養を備え、高度な専門知識と技術を活用し、多職種・他業種と連携協働して、あらゆる健康状態にある人びとが生涯にわたり、その人らしくより豊かに生きる力を引き出す看護を実践、探究することを体系的に学修できる教育課程を編成している。

なお、カリキュラムマップの科目に付している色付きの丸印は DP の色分けに対応しており、科目のまとまりを示す囲みや科目間のつながりを示す線の色は CP の色分けに対応している。

(新旧対照表)

新	旧
<p>1. 設置の趣旨及び必要性            (3) 養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）            イ 看護学科            (オ) 養成する人材像及び3つのポリシーとの相関及び整合性            P21            【資料 28】            看護学科が養成する人材像及び3つのポリシーの相関 ※別紙資料 看 1-1 参照            【資料 29】            看護学科カリキュラム・ポリシーと科目の相関 ※別紙資料 看 2-1 参照  <u>【資料 79】</u>  <u>カリキュラムマップ（看護学科）</u>            ※別紙資料 看 3 参照</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色            (2) 看護学科            P34  <u>「各授業科目の接続及び関連」</u></p>	<p>1. 設置の趣旨及び必要性            (3) 養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）            イ 看護学科            (オ) 養成する人材像及び3つのポリシーとの相関及び整合性            P21            【資料 28】            看護学科が養成する人材像及び3つのポリシーの相関 ※別紙資料 看 1-2 参照            【資料 29】            看護学科カリキュラム・ポリシーと科目の相関 ※別紙資料 看 2-2 参照</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色            (2) 看護学科            P33</p>

CP1 に基づいて配置される総合科目のうち、特に「周南 Well-being 創生入門」、「持続可能な社会とダイバーシティ」、「周南 Well-being 創生論」は、CP4 に基づいて配置される専門科目「well-being 実習 I（地域の幼児・学童期）」、「well-being 実習 II（地域の成人・高齢者）」、「well-being 実習 III（地域の健康課題）」と関連し、1 年次の「well-being 実習 I（地域の幼児・学童期）」、「well-being 実習 II（地域の成人・高齢者）」で、体験的に人の生活、それぞれの人の健康の価値を知ることが、各看護分野科目の概論において看護の対象者を理解する基礎となり、さらに各看護分野科目の看護方法及び看護実践の科目に接続する。また、「well-being 実習 I（地域の幼児・学童期）」、「well-being 実習 II（地域の成人・高齢者）」は、2 年次以降の実習で、看護の対象者が地域に暮らす生活者であることを踏まえて看護を実践する基礎となる。

CP1 に基づいて配置される総合科目のうち特に「倫理学 I」、「心理学 I」や CP2 に基づいて配置される専門基礎科目で身体的、精神的、社会的健康状態、疾病の成り立ちと回復の促進及び看護の対象者が利活用する制度等の基礎を理解する。

この基礎知識は CP3 及び CP4 に基づいて配置される各看護分野科目で、対象者を全人的に捉え、科学的根拠に基づく看護を追求する思考の基盤となる。

CP3 及び CP4 に基づいて配置される専門科目は、講義科目、演習科目、実習科目で構成され、講義科目である各看護学概論において、専門領域の特徴や看護の対象者を理解し、演習科目である各看護方法では対象者を全人的に捉えるとともに、科学的根拠に基づき、かつ多職種チームによる看護の方法を修得する。さらに各看護分野科目の看護実践では対象者の状況に適した看護実践を追求する能力の修得へと応用・発展させていく。各看護分野科目の看護方法や看護実践で修得する能力は相互に関連し合う。実習科目では既習の科目における知識、技術、態度を統合し、対象者に科学的根拠に基づき、かつ個別性に配慮した対看護実践を計画的に展開する基礎的な能力を

<p>身に付ける。また、各実習での看護実践の振り返りを積み重ねることを通じて、対象者がその人らしくより豊かに生きる力を引き出す看護を追求する能力へと発展させていく。</p> <p>CP4 に基づいて配置される統合分野科目のうち、「多職種連携」、「家族看護学」、「災害看護論」、「へき地・地域医療」は看護分野科目に横断的に連動し、CP1、CP2、CP3 に基づく既習の科目を基盤として応用し、看護職者としての能力を統合、発展させ、「統合実習」、「well-being 実習Ⅲ（地域の健康課題）」に接続する。また、「研究方法論」で自ら課題を発見し、解決するプロセスを学び、最終的に「卒業研究」によって、自ら保健医療、看護の課題を発見し、解決する能力の修得を促進する。</p> <p><b>【資料 79（再掲）】</b> カリキュラムマップ（看護学科） ※別紙資料 看 3 参照</p>	
--	--

(是正事項) 人間健康科学部 看護学科

4. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を専任教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として専任の教授又は准教授が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

教員資格審査において、精神看護学領域の講師 1 名が職位不適格（適格な職位・区分であれば可）の判定であった。教員資格審査を踏まえ、職位不適格の判定を受けた教員については就任辞退することとなった。いずれも主要授業科目であるため、講義形態がオムニバス方式である科目は、教員資格審査で「可」となった教授、准教授が担当することとし、再判定を受ける。講義形態が共同である科目は、各科目の「可」となった専任教員が担当することとするが、教育内容の変更や担当回の増加など負担はないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考ええる。

①「教養ゼミ」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可 1 名（講師 1 名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1 名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
(教員補充をしない理由)	
当該科目は、15 回の演習を教員 31 名（看護学科全員）で「共同」にて開講する予定であった。不可（就任辞退）となった教員は、共同部分を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーすることが可能である。担当回の増加などの負担はないことから、補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考ええる。	

②「コミュニケーションスキル」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可 1 名（講師 1 名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1 名について補充せず、「可」となった教員が担当するため、再判定を受ける。
(教員補充をしない理由)	
当該科目は、教員 3 名（教授 1 名、准教授 1 名、講師 1 名）による講義「オムニバス方式」を 4 回、「共同」を 4 回、合計 8 回開講予定の科目で、科目担当不可となった講師予定者は、オムニバス方式の講義 1 回と共同の 4 回を担当する予定であった。オムニバス方式の講義については、教員資格審査で「可」となった教授、准教授が担当することとし、再判定を受ける。共同の講義については、当該科目を「可」となった教授、准教授が担当とするが、教育内容の変更や担当回の増加など負担はないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考ええる。	

③「精神看護学概論」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可1名（講師1名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1名について補充せず、「可」となった教員が担当するため、再判定を受ける。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、教員3名（教授1名、准教授1名、講師1名）による講義「オムニバス方式」を5回、「共同」を3回行う、合計8回開講予定の科目で、科目担当不可となった講師予定者は、共同の3回を担当する予定であった。共同の講義については、当該科目を「可」となった教授、准教授が担当とするが、教育内容の変更や担当回の増加など負担はないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考え。	

④「精神看護方法」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可1名（講師1名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1名について補充せず、「可」となった教員が担当するため、再判定を受ける。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、教員3名（教授1名、准教授1名、講師1名）による演習「オムニバス方式」を23回、「共同」を7回行う、合計30回開講予定の科目で、科目担当不可となった講師予定者は、オムニバス方式の10回、共同の7回を担当する予定であった。オムニバス方式の講義については、教員資格審査で「可」となった教授、准教授が担当することとし、再判定を受ける。共同の講義については、当該科目を「可」となった教授、准教授が担当とするが、教育内容の変更や担当回の増加など負担はないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考え。	

⑤「精神看護実践」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可1名（講師1名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1名について補充せず、「可」となった教員が担当するため、再判定を受ける。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、教員3名（教授1名、准教授1名、講師1名）による演習「オムニバス方式」を5回、「共同」を10回行う、合計15回開講予定の科目で、科目担当不可となった講師予定者は、オムニバス方式の1回、共同の10回を担当する予定であった。オムニバス方式の講義については、教員資格審査で「可」となった教授、准教授が担当することとし、再判定を受ける。共同の講義については、当該科目を「可」となった教授、准教授が担当とするが、教育内容の変更や担当回の増加など負担はないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考え。	

⑥「卒業研究」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可1名（講師1名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、60回の演習を教員31名（看護学科全員）で「共同」にて開講する予定であった。科目担当不可となった講師予定者は、共同部分を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーすることが可能である。担当回の増加	

などの負担はないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能である  
と考える。

⑦「well-being 実習Ⅰ（地域の成人・高齢者）」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可 1 名（講師 1 名）
対 応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1 名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、1 週間の実習にて開講する予定であった。科目担当不可となった講師予定者は、実習を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーするとともに、助手を配置することで負担は生じないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考えます。	

⑧「well-being 実習Ⅱ（地域の幼児・学童期）」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可 1 名（講師 1 名）
対 応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1 名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、2 週間の実習にて開講する予定であった。科目担当不可となった講師予定者は、実習を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーするとともに、助手を配置することで負担は生じないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考えます。	

⑨「well-being 実習Ⅲ（地域の健康課題）」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可 1 名（講師 1 名）
対 応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1 名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、2 週間の実習にて開講する予定であった。科目担当不可となった講師予定者は、実習を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーするとともに、助手を配置することで負担は生じないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考えます。	

⑩「基礎看護実習Ⅰ」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可 1 名（講師 1 名）
対 応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1 名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、1 週間の実習にて開講する予定であった。科目担当不可となった講師予定者は、実習を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーするとともに、助手を配置することで負担は生じないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考えます。	

⑪「基礎看護実習Ⅱ」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可1名（講師1名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、1週間の実習にて開講する予定であった。科目担当不可となった講師予定者は、実習を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーするとともに、助手を配置することで負担は生じないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考えます。	

⑫「精神看護実習」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可1名（講師1名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、2週間の実習にて開講する予定であった。科目担当不可となった講師予定者は、実習を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーするとともに、助手を配置することで負担は生じないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考えます。	

⑬「統合実習」

審査結果	職位不適格で適格な職位・区分であれば可1名（講師1名）
対応	職位不適格で適格な職位・区分であれば可（就任辞退）1名について補充せず、「可」となった教員が担当する。
（教員補充をしない理由）	
当該科目は、2週間の実習にて開講する予定であった。科目担当不可となった講師予定者は、実習を担当する予定であったものの、当該科目を「可」となった他の教員でカバーするとともに、助手を配置することで負担は生じないことから、後任の補充をせずに教育の質を担保することが可能であると考えます。	

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）

新	旧
P139 資料13 周南公立大学人間健康科学部看護学科時間割 令和9（2027）年度 全学部学科時間割 ※別紙資料 看4-1 参照	P139 資料13 周南公立大学人間健康科学部看護学科時間割 令和9（2027）年度 全学部学科時間割 ※別紙資料 看4-2 参照

(是正事項) 人間健康科学部 看護学科

5. 本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舎に関する事項」について記載が見受けられないことから、適切に改めること。

(対応)

本学には寄宿舎が存在しないため、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舎に関する事項」については、学則に記載しない。

1. 【設置の趣旨・目的等】

設置の趣旨等を記載した書類(本文) P16 の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」において、「本学科は、ソーシャルワーク能力に加え、高齢者、子ども、そして福祉行政や法人経営といった未来のリーダーとなるために必要な知識や技術を備えた人材を養成」することを説明しているが、本学科に掲げられたディプロマ・ポリシーには「リーダー」となるために必要とされる資質・能力についての記載が見受けられないことから、養成する人材像に適合した適切なディプロマ・ポリシーが設定されているとは判断できない。このため、養成する人材像とディプロマ・ポリシーの整合性について改めて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

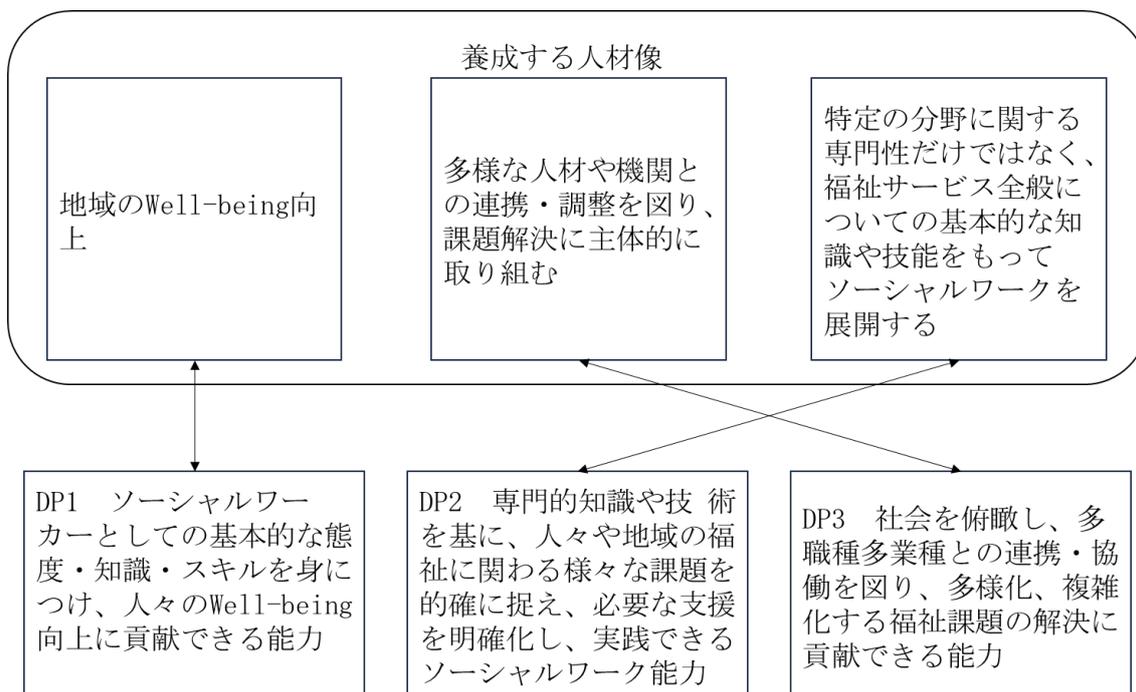
設置の趣旨等を記載した書類(本文) P16 の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」には、未来のリーダーとなるために必要な知識や技術として、高齢者、子ども、福祉行政や法人経営といった専門性のある分野を挙げていたが、本学科の考えるリーダーについて明確に定義しておらず、「未来のリーダー」という曖昧・不明瞭な表現であったこと、また養成する人材像とディプロマ・ポリシーにリーダー養成に必要な資質・能力についての記載がなかったことなどから整合性について十分な説明ができていなかった。

本学科が「未来のリーダー」として考えていたのは、「ソーシャルワーク能力をもとに、幅広い視野をもって、地域住民、関係機関、企業などをつなげ、地域で活躍できる人」である。

そこで今回の意見を受け、設置の趣旨等を記載した書類(本文) P16 の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」に記載していた「未来のリーダー」の文言を、「ソーシャルワーク能力をもとに、幅広い視野をもって、地域住民、関係機関、企業などをつなげ、地域で活躍できる人」に改める。それにより、設置の趣旨等を記載した書類(本文) P16 の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」と養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの整合性が取れた。

養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの具体的な整合性については図 1 に示した通り、養成する人材像の「地域の Well-being 向上に貢献する」は、DP1「ソーシャルワーカーとしての基本的な態度・知識・スキルを身につけ、人々の Well-being 向上に貢献できる能力」に、「多様な人材や機関との連携・調整を図り、課題解決に主体的に取り組む」は DP3「社会を俯瞰し、多職種多業種との連携・協働を図り、多様化、複雑化する福祉課題の解決に貢献できる能力」に、「特定の分野に関する専門性だけでなく、福祉サービス全般についての基本的な知識や技能をもってソーシャルワークを展開する」は DP2「専門的知識や技術を基に、人々や地域の福祉に関わる様々な課題を的確に捉え、必要な支援を明確化し、実践できるソーシャルワーク能力」に整合する。

<図1：養成する人材像とディプロマ・ポリシーの相関>



(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類、シラバス、カリキュラムマップ

新	旧
<p>設置の趣旨等を記載した書類 (16 ページ)</p> <p>1. 設置の趣旨及び必要性                      (2) 設置の趣旨及び必要性                      エ 福祉学科設置の趣旨及び必要性                      (ウ) 福祉学科設置の必要性                      &lt;右記を以下に変更&gt;                      上記の社会的課題及び地域の課題で述べたように、「地域共生社会」の実現にあたってソーシャルワーカーへの社会的な期待は高まっており、多職種多業種と協働して総合的・包括的な相談援助を行うことのできる人材、地域で暮らす人々の Well-being 向上に貢献できる人材が必要となっている。                      そこで本学は、この「地域共生社会」の実現に資する人材、すなわち福祉に関わる課題を発見し、多様な人材や機関等との連携・</p>	<p>設置の趣旨等を記載した書類 (16 ページ)</p> <p>1. 設置の趣旨及び必要性                      (2) 設置の趣旨及び必要性                      エ 福祉学科設置の趣旨及び必要性                      (ウ) 福祉学科設置の必要性</p> <p>上記の社会的課題及び地域の課題で述べたように、「地域共生社会」の実現にあたってソーシャルワーカーへの社会的な期待は高まっており、多職種多業種と協働して総合的・包括的な相談援助を行うことのできる人材、地域で暮らす人々の Well-being 向上に貢献できる人材が必要となっている。                      そこで本学は、この「地域共生社会」の実現に資する人材、すなわち福祉に関わる課題を発見し、多様な人材や機関等との連携・</p>

<p>調整を図り、課題解決に主体的に取り組む能力及び、特定の分野に関する専門性だけでなく、高齢者、障がい者、子どもなどの複合化した問題に対応できる福祉サービス全般についての知識や技能、ソーシャルワーク能力を身につけた人材を養成する必要があると考え、福祉学科を設置しソーシャルワーカーを養成することとした。</p> <p>本学科は、<u>社会福祉士としての知識・技術を基盤としたソーシャルワーク能力をもとに、幅広い視野をもって、地域住民、関係機関、企業などをつなげ、地域で活躍できる人</u>となるために必要な知識や技術を備えた人材を養成し、社会に輩出していくことで地域の期待に応え、地域の Well-being 向上に貢献していくことを使命とする。</p>	<p>調整を図り、課題解決に主体的に取り組む能力及び、特定の分野に関する専門性だけでなく、高齢者、障がい者、子どもなどの複合化した問題に対応できる福祉サービス全般についての知識や技能、ソーシャルワーク能力を身につけた人材を養成する必要があると考え、福祉学科を設置しソーシャルワーカーを養成することとした。</p> <p>本学科は、<u>ソーシャルワーク能力に加え、高齢者、子ども、そして福祉行政や法人経営といった未来のリーダー</u>となるために必要な知識や技術を備えた人材を養成し、社会に輩出していくことで地域の期待に応え、地域の Well-being 向上に貢献していくことを使命とする。</p>
--	--

(是正事項) 人間健康科学部 福祉学科

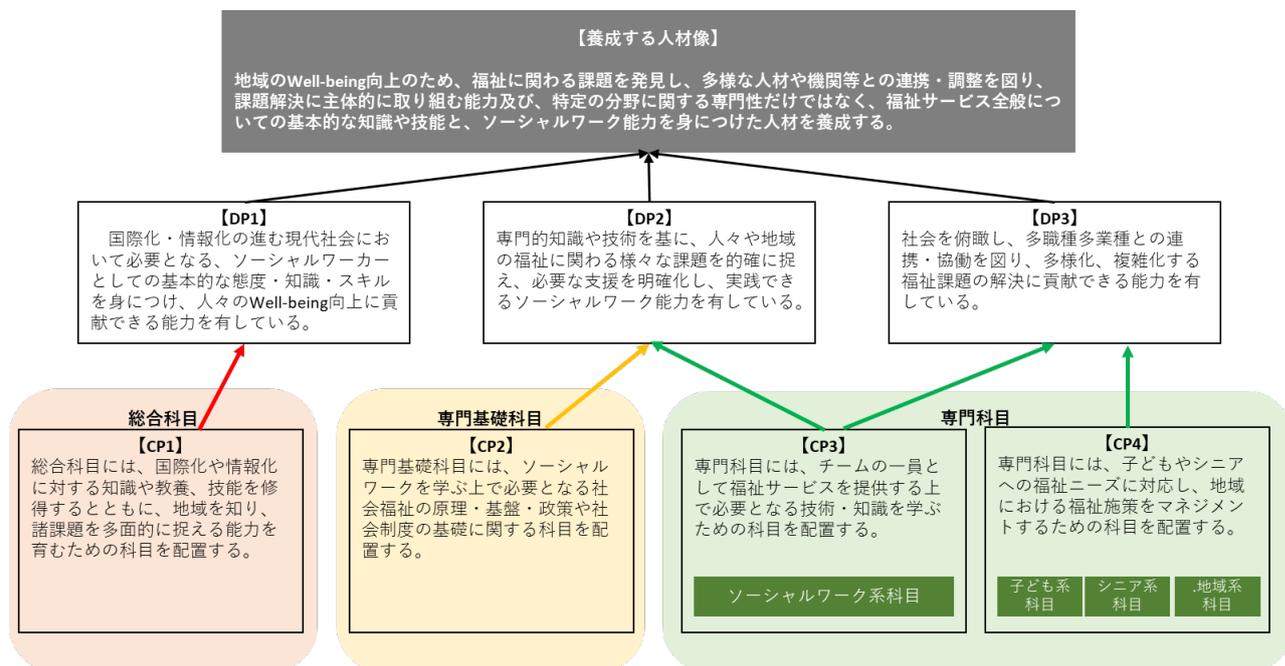
2. 養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの妥当性やその整合性を判断することができないため、示されたカリキュラム・ポリシーの妥当性や整合性を判断することができない。このため、審査意見1への対応を踏まえ、養成する人材像及びディプロマ・ポリシーに整合したカリキュラム・ポリシーが適切に設定されていることを明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見1の対応にて、「未来のリーダー」という曖昧・不明瞭な表現を「ソーシャルワーク能力をもとに、幅広い視野をもって、地域住民、関係機関、企業などをつなげ、地域で活躍できる人」に改めたことにより、設置の趣旨等を記載した書類(本文)P16の「(ウ)福祉学科設置の必要性」と養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの整合性が取れた。また、今回の意見を受けて、養成する人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの整合性が取れたことを確認した。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの相関については、図1の通り、DP1「ソーシャルワーカーとしての基本的な態度・知識・スキルを身につけ、人々のWell-being向上に貢献できる能力」はCP1「国際化や情報化に対する知識や教養、技能を修得するとともに、地域を知り、諸課題を多面的に捉える能力を育むための科目」に、DP2「専門的知識や技術を基に、人々や地域の福祉に関わる様々な課題を的確に捉え、必要な支援を明確化し、実践できるソーシャルワーク能力」はCP2「ソーシャルワークを学ぶ上で必要となる社会福祉の原理・基盤・政策や社会制度の基礎に関する科目」及びCP3「チームの一員として福祉サービスを提供する上で必要となる技術・知識を学ぶための科目」に、DP3「社会を俯瞰し、多職種多業種との連携・協働を図り、多様化・複雑化する福祉課題の解決に貢献できる能力を有している」は、CP3「チームの一員として福祉サービスを提供する上で必要となる技術・知識を学ぶための科目」及びCP4「子どもやシニアへの福祉ニーズに対応し、地域における福祉施策をマネジメントするための科目」によって培う。

<図 1：養成する人材像とポリシーの相関（資料 30 より抜粋）>



(是正事項) 人間健康科学部 福祉学科

### 3. 【教育課程等】

審査意見1及び2のとおり、本学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの妥当性について疑義があるため、教育課程の妥当性を判断することができないが、設置の趣旨等を記載した書類(本文) P16の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」で説明されている、「未来のリーダーとなるために必要な知識や技術」を身に付けさせるための授業科目や教育方法等が不明確であることから、適切なカリキュラム・ポリシーに基づいて、これらの知識や技術を身に付けるため授業科目が本学科の教育課程に適切に配置されていることについて説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

審査意見1の対応にて、「未来のリーダー」という曖昧・不明瞭な表現を「ソーシャルワーク能力をもとに、幅広い視野をもって、地域住民、関係機関、企業などをつなげ、地域で活躍できる人」に改めたことにより、設置の趣旨等を記載した書類(本文) P16の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」と養成する人材像及びディプロマ・ポリシーの整合性が取れた。また、審査意見2の対応にて、養成する人材像とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの整合性が取れたことを確認した。

設置の趣旨等を記載した書類(本文) P16の「(ウ) 福祉学科設置の必要性」で改めた内容については、主としてCP3「専門科目には、チームの一員として福祉サービスを提供する上で必要となる技術・知識を学ぶための科目を配置する」及びCP4「専門科目には、子どもやシニアへの福祉ニーズに対応し、地域における福祉施策をマネジメントするための科目を配置する」に該当し、専門科目の「ソーシャルワーク系科目」「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」に適切な科目を配置している。

(是正事項) 人間健康科学部 福祉学科

4. 設置の趣旨等を記載した書類(本文) P22の「(ア) 養成する人材像」において、「福祉に関わる課題を発見し、多様な人材や機関等との連携・調整を図り、課題解決に主体的に取り組む能力及び、特定の分野に関する専門性だけでなく、福祉サービス全般についての基本的な知識や技能と、ソーシャルワーク能力を身につけた人材を養成する」ことを掲げているが、本学科については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定められた社会福祉士を養成するための授業科目を踏まえた教育課程の編成になっているものと見受けられ、このことから、専門基礎科目に配置された全ての授業科目と専門科目のうちソーシャルワーク系科目に配置された大半の授業科目は必修科目となっており、実質的に社会福祉士になるための国家試験受験資格を取得することが卒業要件となっている。しかしながら、設置の趣旨等を記載した書類(本文) P16の「福祉学科設置の必要性」において、「福祉学科を設置しソーシャルワーカーを養成することとした」と説明していることを踏まえれば、必ずしも本学科に入学した学生全員を社会福祉士として養成することを目的とするものではないと見受けられる。また、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーにおいても、「ソーシャルワーク」に関する能力等について掲げられている一方で、「社会福祉士」に求められる資質・能力についての記載は見受けられないことから、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに整合した教育課程が適切に編成されているのか疑義がある。このため、本学科の養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、社会福祉に関する多くの授業科目を必修科目として配置することの妥当性について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本学科が考えるソーシャルワーカーを養成する上で、DP2で示す「福祉課題を的確に捉え必要な実践を明確化する力」やDP3で示す「多職種多業種との連携・協働を図り、多様化、複雑化する福祉課題を解決する力」は不可欠である。こうした力を養う上では、CP2に示す「社会福祉の原理・基盤・政策や社会福祉の基礎」並びにCP3に示す「福祉サービスを提供する上での技術や知識」を学ぶ科目を配置する必要がある、そのため本学科では社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定められた社会福祉士を養成する科目を必修科目として配置した。

今回の意見を受け、本学科が養成しようとするソーシャルワーカーの資質・能力を滋養するにあたり、社会福祉士養成課程における教育内容を必修科目として修める必要性について説明が十分に尽くされていなかったことから、本学科の養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、社会福祉に関する多くの科目を必修科目として配置することの妥当性について設置の趣旨に加筆し、明確に示すこととした。

具体的な対応としては、①設置の趣旨等を記載した書類(本文)のP22「ウ 福祉学科 (ア) 養成する人材像」及びP42「ウ 必修科目・選択科目の構成とその理由」において、社会福祉士養成課程における指定科目を必修科目として配置していることについての説明を加筆する、②社会福祉士養成課程における指定科目を必修科目として配置することにより卒業要件における必修科目の単位数が多くを占め、学生たちが自由に選択科目を選ぶ余地が少なくなっていることに加え、DP3の「社会を俯瞰し、多職種多業種との連携・協働を図り、多様化、複雑化する福祉課題の解決に貢献できる能力を有している」を専門科目の「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」によって充実させるため、卒業要件の単位数を124単位から127単位へ変更する。

なお、卒業要件の単位数を変更する際、どの程度単位数を増やすかについては、専門科目の「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」によって、地域住民、関係機関、企業などへの理解を深め、さらに幅広い知識・技能を身に付けることが可能となる単位数を求め、現行の卒業要件単位数に不足している分を加算した。

卒業要件の単位数を変更するにあたり目安とした考え方については、次のとおりである。

#### <卒業要件変更に係る考え方>

①専門科目の「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」を、学びの方向性や取得可能な資格に応じ次のように細分化する。

子ども系科目	保育原理	保育ソーシャルワーク論
	子どもの理解	保育ソーシャルワーク演習
	子どもの遊びと援助	社会的養護
	幼児体育	子どもの保健
	音楽理論	
	子どもの遊びと造形	
	子ども遊びと言葉	

シニア系科目	介護基礎理論Ⅰ
	介護基礎理論Ⅱ
	こころとからだのしくみ
	介護演習Ⅰ
	介護演習Ⅱ
	介護演習Ⅲ
	福祉的ターミナルケア
	ケアマネジメント論

地域系科目	地域観光まちづくり論	地域公共政策論	地域企業会計
	健康まちづくり論	地域マネジメント論	社会福祉法人会計
	やまぐち地域福祉発達史	地域福祉経済論	地域企業分析
	福祉自治論	政策評価	地域企業運営

②「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」の細分化したものを再度見直し、「シニア系科目」の「ケアマネジメント論」を除いた科目が介護職員初任者研修の指定科目であることから、当該科目を除いた状態でも一定の学修効果があると判断した。「ケアマネジメント論」については、履修指導によって必要に応じて卒業要件外で履修させることとした。

③現行の卒業要件（124単位）に、専門科目の「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」を細分化した際の不足単位数（3単位）を加算し、127単位を新たな卒業要件とする。これによって、複合的な問題に対応できる分野横断的な学びの他、学生の希望する進路に合わせた履修までもが卒業要件内で一定程度完結させることが可能となる。また、これらの能力を担保するため、卒業要件の選択科目12単位以上の内、6単位以上を専門科目の「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」から履修するよう、履修方法を変更する。

また、本学科の学生募集等をホームページや大学案内などの媒体を使用する際には、「養成する人材像」をもとに、社会福祉士養成課程における授業科目を必修科目として配置している点について明確に説明し、入学後のミスマッチを回避することとする。

（新旧対照表）設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>1. 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(3) 養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>ウ 福祉学科</p> <p>(ア) 養成する人材像</p> <p>(23 ページ)</p> <p>地域の Well-being 向上のため、福祉に関わる課題を発見し、多様な人材や機関等との連携・調整を図り、課題解決に主体的</p>	<p>1. 設置の趣旨及び必要性</p> <p>(3) 養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>ウ 福祉学科</p> <p>(ア) 養成する人材像</p> <p>(22 ページ)</p> <p>地域の Well-being 向上のため、福祉に関わる課題を発見し、多様な人材や機関等との連携・調整を図り、課題解決に主体的</p>

<p>に取り組む能力及び、特定の分野に関する専門性だけではなく、福祉サービス全般についての基本的な知識や技能と、ソーシャルワーク能力を身につけた人材を養成する。</p> <p>&lt;右記に以下を追加&gt;</p> <p><u>本学科の養成する人材像を実現するためには、広範囲な分野で活躍する社会福祉士の資質・能力が必要不可欠であるとの考えから、社会福祉士養成課程における授業科目を必修科目として配置する。</u></p> <p>(イ) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） (23 ページ)</p> <p>&lt;右記を以下に変更&gt;</p> <p>本学の教育理念に基づき、本学科で養成する人材像を実現するために必要となる能力について吟味し、ディプロマ・ポリシーを次のように定めた。</p> <p>本学科では、卒業要件の <u>127</u> 単位以上を修得し、以下に定める能力を有すると認められたものに、学士（社会福祉学）の学位を授与する。</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(3) 福祉学科</p> <p>ウ 必修科目・選択科目の構成とその理由 (43 ページ)</p> <p>&lt;右記を以下に変更&gt;</p> <p>本学科では、<u>社会福祉士の資質・能力を基盤とした</u>ソーシャルワーカーの養成を目指しているため、社会福祉の知識と技術の修得に関する科目及び養成する人材像や学位授与方針に示した人材の養成に欠かせな</p>	<p>に取り組む能力及び、特定の分野に関する専門性だけではなく、福祉サービス全般についての基本的な知識や技能と、ソーシャルワーク能力を身につけた人材を養成する。</p> <p>(イ) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） (23 ページ)</p> <p>本学の教育理念に基づき、本学科で養成する人材像を実現するために必要となる能力について吟味し、ディプロマ・ポリシーを次のように定めた。</p> <p>本学科では、卒業要件の <u>124</u> 単位以上を修得し、以下に定める能力を有すると認められたものに、学士（社会福祉学）の学位を授与する。</p> <p>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</p> <p>(3) 福祉学科</p> <p>ウ 必修科目・選択科目の構成とその理由 (42 ページ)</p> <p>本学科では、ソーシャルワーカーの養成を目指しているため、社会福祉の知識と技術の修得に関する科目及び養成する人材像や学位授与方針に示した人材の養成に欠かせない科目を中心に必修科目として配置し</p>
--	---

<p>い科目を中心に必修科目として配置した。</p> <p><b>5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</b>  <b>(3) 福祉学科</b>  <b>ウ 卒業要件</b>  (49 ページ)</p> <p>&lt;右記を以下に変更&gt;</p> <p>本学科の卒業要件は、必修科目 115 単位  (「総合科目」における必修科目 19 単位、  「専門基礎科目」における必修科目 50 単  位、「専門科目」における必修科目 46 単位)  と、「専門科目」の「子ども系科目」「シニア  系科目」「地域系科目」の選択科目 6 単位以  上を含んだ、その他すべての科目区分から  選択科目 <u>12</u> 単位以上を履修し、合計で <u>127</u>  単位以上修得することとする。</p>	<p>た。</p> <p><b>5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</b>  <b>(3) 福祉学科</b>  <b>ウ 卒業要件</b>  (47 ページ)</p> <p>本学科の卒業要件は、必修科目 115 単位  (「総合科目」における必修科目 19 単位、  「専門基礎科目」における必修科目 50 単  位、「専門科目」における必修科目 46 単位)  と、その他すべての科目区分から選択科目  <u>9</u> 単位以上を履修し、合計で <u>124</u> 単位以上  修得することとする。</p>
<p><b>設置の趣旨等を記載した書類 資料</b></p> <p>【資料 38：履修モデル（福祉学科）】  ※別途資料：福 1 参照</p>	<p><b>設置の趣旨等を記載した書類 資料</b></p> <p>【資料 38：履修モデル（福祉学科）】  ※別途資料：福 1 参照</p>

(新旧対照表) **基本計画書**

新	教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
			講義	演習	実験・実習	計	
		人間健康科学部					
		スポーツ健康科学科	83 科目	41 科目	38 科目	162 科目	124 単位
		看護学科	68 科目	34 科目	17 科目	119 科目	127 単位
		福祉学科	71 科目	40 科目	5 科目	116 科目	<u>127</u> 単位
旧	教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
			講義	演習	実験・実習	計	
		人間健康科学部					
		スポーツ健康科学科	83 科目	41 科目	38 科目	162 科目	124 単位
		看護学科	68 科目	34 科目	17 科目	119 科目	127 単位
		福祉学科	71 科目	40 科目	5 科目	116 科目	<u>124</u> 単位

(新旧対照表) 教育課程等の概要

新	旧
<p style="text-align: center;">卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法</p> <p>必修科目115単位に加え、すべての科目区分から選択科目12単位以上を履修し、合計127単位以上を修得すること。            なお、選択科目12単位以上には、「専門科目」の「子ども系科目」「シニア系科目」「地域系科目」の選択科目6単位以上を含むこと。</p> <p>(履修科目の登録の上限：48単位(年間))</p>	<p style="text-align: center;">卒 業 要 件 及 び 履 修 方 法</p> <p>必修科目115単位に加え、すべての科目区分から選択科目9単位以上を履修し、合計124単位以上を修得すること。</p> <p>(履修科目の登録の上限：48単位(年間))</p>

(改善事項) 人間健康科学部 福祉学科

5. 設置の趣旨等を記載した書類（本文）の 5. (3)「履修指導方法」において、学生のグループごとにチューターを配置することが説明されているが、チューターにはどのような者が就き、どのような役割が期待され、仮に、教員や職員が担うのであれば、業務負担を勘案しつつ、適切な人的体制が確保されているか疑義があることから、その妥当性を判断することができない。当該制度の内容や適切な人員が確保されていることを具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

本学科では、各学年を 5 名程度の少人数のグループにして、縦割りで指導を行うチューター一制を導入する。チューターには、福祉学科の専任教員 12 名が就くこととしており、教員 1 名につき 1 学年 1 グループずつを担当する。

チューターの役割は、①履修指導、②学修指導、③学生生活上の相談、④国家試験受験に係る学習管理、⑤就職・進学支援などを予定しており、一部のチューターに過度な負担が掛かることを避け、且つ全てのチューターが同じ対応をできるよう、打ち合わせなどで情報共有を行い適切な指導をしていく計画である。また、学生支援部学務課及び地域共創センターと共に学生の厚生補導を担うことで、チューターの業務負担を軽減するよう努めていく。

今回の意見を受け、チューターの役割として履修指導や就職支援を行うことについて設置の趣旨に記載していたものの、誰が担当するか、全体的にどのような役割を担うかについて、具体的な説明が不足していたことが判明したため、当該制度の内容や適切な人員が確保されていることを設置の趣旨に加筆し、明確に示すこととした。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (3) 福祉学科 イ 履修指導方法 (48 ページ) &lt;右記を以下に変更&gt; 履修指導として、入学時だけではなく毎年 4 月に、全学的に学年ごとに分けて履修オリエンテーションを実施する。 さらに、本学科ではチューター制度を設け、学生全員を入学と同時に <u>5 名程度</u>の少人数のグループに分け、グループごとにチューターを配置する。履修指導にあたって</p>	<p>5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件 (3) 福祉学科 イ 履修指導方法 (47 ページ)  履修指導として、入学時だけではなく毎年 4 月に、全学的に学年ごとに分けて履修オリエンテーションを実施する。 さらに、本学科ではチューター制度を設け、学生全員を入学と同時に少人数のグループに分け、グループごとにチューターを配置する。履修指導にあたっては、グルー</p>

<p>は、グループを担当しているチューターが、学生の個々の希望や関心を確認しながら、選択科目の組み合わせ等についてアドバイスし、自主的、主体的な学びとなるよう指導する計画である。</p> <p>&lt;右記に以下を追加&gt;</p> <p><u>なお、チューターには、本学科の専任教員が就き、履修指導や学修指導、学生生活や進路に関する相談等の役割を計画している。また、全てのチューターが同じ対応ができるよう打ち合わせなどで情報共有を行いながら、学生支援部学務課及び地域共創センターと連携・協力することで、チューターに過度な負担を負わせることのないようにする。</u></p>	<p>プを担当しているチューターが、学生の個々の希望や関心を確認しながら、選択科目の組み合わせ等についてアドバイスし、自主的、主体的な学びとなるよう指導する計画である。</p>
--	--

(是正事項) 人間健康科学部 福祉学科

6. 本学の学則において、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舎に関する事項」について記載が見受けられないことから、適切に改めること。【学部共通】

(対応)

本学には寄宿舎等が存在しないため、学校教育法施行規則第4条第1項第9号に規定する「寄宿舎に関する事項」については、学則に記載しない。